

公 示 公 告

令和 3 年 1 月 2 5 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

- 1 件名 令和 3 年度裁判所職員採用試験点字問題集の製造等（単価契約）
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「見積り合せ要領」のとおり（調達資料 1 のとおり）
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおり（調達資料 1 のとおり）

見積り合せ要領

件 名：令和３年度裁判所職員採用試験点字問題集の製造等（単
価契約）

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和3年1月25日に公示公告した「令和3年度裁判所職員採用試験点字問題集の製造等（単価契約）」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに参加する者に必要な資格等

最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

3 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 令和3年度裁判所職員採用試験点字問題集の製造等（単価契約）

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別紙「仕様書」のとおり。なお、見本については次の場所で閲覧可能である。

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和3年2月25日（木）正午まで（郵送、電子メール又はファクシミリによる提出可）

※電子メール又はファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

3(2)と同じ場所

4 参加者は、上記3(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（10%）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

また、本件は、単価契約となるため、見積書の金額は、各品目の予定数量に単価（小数点以下第2位まで可）を乗じた金額の合計を記載してください（別表内訳表を参照）。

5 見積書の提出期限（3(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

6 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金

額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。

- (3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面又は電子メールによることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当：酒井）

電 話 03-3264-5864（係直通）

FAX 03-3234-0923

E-mail sc.keiri.ekichou@ml.courts.jp

（FAXによる場合は、電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

令和3年2月17日（水）正午まで

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

9 添付書類

別添1 仕様書

別添2 契約書（案）

(別添 1)

仕 様 書

1 件名

令和 3 年度裁判所職員採用試験点字問題集の製造等

2 業務内容等

(1) 業務内容

令和 3 年度裁判所職員採用試験において、受験申込者から点字試験の希望があった場合に、次の書類を製造すること。

ア 別紙 1 の 1 及び別紙 2 の 1 記載品名の点字試験問題集等の製造作業

イ 採用試験受験者が作成した別紙 1 の 2 及び別紙 2 の 2 記載品名の点字答案の墨字訳の製造作業

(2) 作業の着手

最高裁判所（以下「発注者」という。）は受注者に対し、受験申込状況等を踏まえ、別紙 1 及び 2 記載の「作業連絡期限」までに書類ごとの製造の要否及び製造数量を連絡する。なお、受注者は、発注者の指示を受けるまで、本件に関する一切の作業を行わないこととする。

(3) 予定数量及び納入期限

別紙 1 及び 2 のとおりとする。なお、電子データについては、別紙 1 の 1 及び別紙 2 の 1 記載の業務については点字試験問題集等の点字での表現内容がわかる電子データを、別紙 1 の 2 及び別紙 2 の 2 記載の業務については点字答案の墨字訳の電子データを納入し、Microsoft Office Word2013で読み取り可能な形式とすること。

(4) 納入場所

最高裁判所（東京都千代田区隼町 4 番 2 号）

3 秘密保持等

本件に関し、業務上知り得た秘密の一切は他に漏らしてはならず、秘密の保持態勢として以下の態勢をとること。

(1) 入手原稿の保管方法は、耐火金庫等により施錠保管し、鍵は責任者が管理すること。

(2) 損紙、刷版、DTPデータ等本件に関して、受注者が作成したものについては、焼却、破壊等の方法により速やかに処分すること。

(3) 作業中については、全ての工程において作業従事者以外は現場立入禁止にすること。

(4) 作業中の刷版等の保管方法については、鍵の掛かる保管庫により保管し鍵は責任者が管理すること。

(5) 退社後の防犯については、警備会社により警備委託をするなど十分気を付け、担当者による施錠を厳守すること。

4 その他

- (1) 受注者は、本件印刷及び製本等作業について、この仕様書に定める事項を遵守し、製造及び納品すること。
- (2) 原稿の差替え、追加及び修正等の作業があった場合については、速やかに対応すること。
- (3) 予定数量は概数であるため、実際の数量については、若干増加する可能性がある。
- (4) 点字表記は、日本点字表記法の最新版に依ること。
- (5) 作業に当たっては、必ず触読者による確認を行うこと。
- (6) 成果物の納入の際には、落丁及び乱丁等がないことを必ず確認すること。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合については、発注者と受注者間で協議の上、定めるものとする。
- (8) 本件成果物の著作権はすべて発注者に帰属するものとする。
- (9) 点字試験の希望がなかった場合は、次の各初回作業連絡期限までにその旨を連絡する。また、この場合においては、一切の債権債務は発生しないこととする。
 - ① 総合職試験及び一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）については、令和3年4月13日（火）午前10時までとする。
 - ② 一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）については、令和3年7月21日（水）までとする。

総合職試験及び一般職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)

1. 点字試験問題集の製造

	品名	字数※又は 問題数	規格	紙質	予定数量	作業連絡期限 ・原稿送付期限	納入期限	製本
1	点字による試験について	1300字	B5	上質紙	110kg	令和3年4月13日(火) 午前10時 ・同日午後5時	令和3年4月22日(木)	成果物の厚さに応じた適 宜の方法とする。
2	第1次試験受験者の皆さんへ	2200字					令和3年4月30日(金) 午後0時	
3	第1次試験基礎能力試験(多肢)の受験上の注 意事項	600字						
4	第1次試験基礎能力試験(多肢)問題集	40題又は 30題						
5	第1次試験専門試験(多肢)の受験上の注意事 項	600字						
6	第1次試験専門試験(多肢)問題集	40題						
7	第2次試験専門試験(記述式, 憲法)の受験上 の注意事項	450字						
8	第2次試験専門試験(記述式, 憲法)問題集	1題						
9	第2次試験論文試験(小論文)の受験上の注意 事項	450字						
10	第2次試験論文試験(小論文)問題集	1題						
11	第2次試験受験者の皆さんへ	1200字				令和3年4月13日(火) 午前10時 ・令和3年4月28日(水)	令和3年5月21日(金)	
12	第2次試験政策論文試験(記述式)の受験上の 注意事項	450字						
13	第2次試験政策論文試験(記述式)問題集	1題						
14	第2次試験専門試験(記述式)の受験上の注意 事項	450字						
15	第2次試験専門試験(記述式)問題集Ⅰ	1500字						
16	第2次試験専門試験(記述式)問題集Ⅱ	3000字						
17	第2次試験人物試験受験者の皆さんへ	700字						
18	集団討論における留意事項	400字						
19	人物試験課題	1題						
20	第3次試験受験者の皆さんへ	500字				令和3年6月25日(金) ・同日	令和3年7月6日(火)	

※字数は目安(漢字交じり)

2. 点字答案の墨字訳の製造

	品名	字数※又は 問題数	規格	点字答案の部数	予定数量	作業連絡期限 ・点字答案送付期限	納入期限
21	第1次試験基礎能力試験(多肢)答案	40題又は 30題	A4判 ※2穴パンチによ る編てつとするた め, 左右余白を3セ ンチメートル空け ること。	1部(2枚)程度	用紙:答案ごとに1部 電子データ:一式	令和3年5月11日(火) ・同日	令和3年5月13日(木)
22	第1次試験専門試験(多肢)答案	30題		1部(2枚)程度			令和3年5月21日(金)
23	第2次試験専門試験(記述式, 憲法)	1000字		1部(4枚)程度			
24	第2次試験論文試験(小論文)答案	1000字		1部(4枚)程度		令和3年6月8日(火) ・同日	令和3年6月15日(火)
25	第2次試験政策論文試験(記述式)答案	1000字		1部(4枚)程度			
26	第2次試験専門試験(記述式)答案	1000字		1部(4枚)程度			

※字数は目安(漢字交じり)

一般職試験(裁判所事務官、高卒者区分)

1. 点字試験問題集の製造

	品名	字数※又は 問題数	規格	紙質		予定数量	作業連絡期限 ・原稿送付期限	納入期限	製本
1	点字による試験について	800字	B5	上質紙	110kg	用紙:3部 電子データ: 一式	令和3年7月21日(水) ・同日	令和3年8月19日(木)	成果物の厚さに応じた適 宜の方法とする。
2	第1次試験受験者の皆さんへ	1400字						令和3年8月24日(火)	
3	第1次試験基礎能力試験(多肢)の受験上の注 意事項	600字							
4	第1次試験基礎能力試験(多肢)問題集	45題							
5	第1次試験作文試験の受験上の注意事項	450字							
6	第1次試験作文試験問題集	1題							
7	第2次試験人物試験受験者の皆さんへ	300字							

※字数は目安(漢字交じり)

2. 点字答案の墨字訳の製造

	品名	字数※又は 問題数	規格	点字答案の部数	予定数量	作業連絡期限 ・点字答案送付期限	納入期限
8	第1次試験基礎能力試験(多肢)答案	45題	A4判 ※2穴パンチによ る編てつとするた め、左右余白を3セ ンチメートル空ける こと。	1部(2枚)程度	用紙:答案ごとに1部 電子データ:一式	令和3年9月14日(火) ・同日	令和3年9月16日(木) 午後0時
9	第1次試験作文試験答案	1000字		1部(4枚)程度		令和3年9月24日(金) ・同日	令和3年10月15日(金)

※字数は目安(漢字交じり)

契 約 書 (案)

令和3年度裁判所職員採用試験等点字問題集の製造等（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）及び受注者●●●●（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙仕様書により請負契約（単価契約）を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、品目及び規格等）

第1条 業務の名称、品目及び規格、業務の内容、契約単価並びに予定総額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 令和3年度裁判所職員採用試験等点字問題集の製造等（単価契約）
 - (2) 品目及び規格
 - (3) 業務の内容
 - (4) 契約単価
 - (5) 予定総額
- 別紙仕様書のとおり
別表のとおり
金●●●●, ●●●●円（うち）

※予定総額の内訳については、別表のとおり

（契約期間並びに成果物の納入期限及び場所）

第2条 契約期間並びに成果物の納入期限及び場所は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
 - (2) 納入期限
 - (3) 納入場所
- 別紙仕様書のとおり

（契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（債権譲渡の禁止）←大企業の場合

第4条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（債権譲渡の禁止）←中小企業の場合

第4条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請等の禁止）

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書

面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の監督等)

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

(1) 受注者が提出する書類の調査

(2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

(検査及び納入)

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受領した場合には、その受領した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

5 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

第8条 受注者は、前条の検査に合格し、成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

3 受注者は、発注者及び受注者の協議により成果物を分割して納入した場合においては、その納入した部分に対する代金の支払を発注者に請求することができるものとし、この場合においては、前二項に準じた取扱いをするものとする。

4 支払代金は、金額とする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、民法第404条に基づき算出される法定利率の

割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項、第3項又は第5項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 特定物又は不特定物にかかわらず、成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となったときは、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、業務の完了後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 業務に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、業務の完了後、発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

(秘密の保持)

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らかの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) 民法第542条1項各号に該当するときその他、この契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第3号を除く。）
- (2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合
- (3) 民法第542条1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、予定総額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令
(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の予定総額の10分の1に相当する金額のほか、予定総額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)
- 第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若し

くは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物及び提出物（以下「成果物等」という。）の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者Aに移転する。

2 受注者は、成果物等に関する著作権者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物等を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者Aは、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者及び受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和3年 月 日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長

受注者 ● ● ● ●

(別表)

令和3年度裁判所職員採用試験点字問題集の製造等(単価契約)

【予定総額内訳及び契約単価】

総合職試験及び一般職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)

1. 点字試験問題集の製造

No.	品 名	規格	予定数量	単価	金 額
1	点字による試験について	B5	3部		0円
2	第1次試験受験者の皆さんへ	B5	3部		0円
3	第1次試験基礎能力試験(多肢)の受験上の注意事項	B5	3部		0円
4	第1次試験基礎能力試験(多肢)問題集	B5	3部		0円
5	第1次試験専門試験(多肢)の受験上の注意事項	B5	3部		0円
6	第1次試験専門試験(多肢)問題集	B5	3部		0円
7	第2次試験専門試験(記述式, 憲法)の受験上の注意事項	B5	3部		0円
8	第2次試験専門試験(記述式, 憲法)問題集	B5	3部		0円
9	第2次試験論文試験(小論文)の受験上の注意事項	B5	3部		0円
10	第2次試験論文試験(小論文)問題集	B5	3部		0円
11	第2次試験受験者の皆さんへ	B5	3部		0円
12	第2次試験政策論文試験(記述式)の受験上の注意事項	B5	3部		0円
13	第2次試験政策論文試験(記述式)問題集	B5	3部		0円
14	第2次試験専門試験(記述式)の受験上の注意事項	B5	3部		0円
15	第2次試験専門試験(記述式)問題集Ⅰ	B5	3部		0円
16	第2次試験専門試験(記述式)問題集Ⅱ	B5	3部		0円
17	第2次試験人物試験受験者の皆さんへ	B5	3部		0円
18	集団討論における留意事項	B5	3部		0円
19	人物試験課題	B5	3部		0円
20	第3次試験受験者の皆さんへ	B5	3部		0円

2. 点字答案の墨字訳の製造

No.	品 名	規格	予定数量	単価	金 額
21	第1次試験基礎能力試験(多肢)答案	A4	1部		0円
22	第1次試験専門試験(多肢)答案	A4	1部		0円
23	第2次試験専門試験(記述式, 憲法)	A4	1部		0円
24	第2次試験論文試験(小論文)答案	A4	1部		0円
25	第2次試験政策論文試験(記述式)答案	A4	1部		0円
26	第2次試験専門試験(記述式)答案	A4	1部		0円
小 計					0円
消費税及び地方消費税					0円
合 計					0円

※上記金額には, 校了した原稿の電子データ代金等を含む。

(別表)

一般職試験(裁判所事務官, 高卒者区分)

3. 点字試験問題集の製造

No.	品 名	規格	予定数量	単価	金 額
27	点字による試験について	B5	3部		0円
28	第1次試験受験者の皆さんへ	B5	3部		0円
29	第1次試験基礎能力試験(多肢)の受験上の注意事項	B5	3部		0円
30	第1次試験基礎能力試験(多肢)問題集	B5	3部		0円
31	第1次試験作文試験の受験上の注意事項	B5	3部		0円
32	第1次試験作文試験問題集	B5	3部		0円
33	第2次試験人物試験受験者の皆さんへ	B5	3部		0円

4. 点字答案の墨字訳の製造

No.	品 名	規格	予定数量	単価	金 額
34	第1次試験基礎能力試験(多肢)答案	A4	1部		0円
35	第1次試験作文試験答案	A4	1部		0円
小 計					0円
消費税及び地方消費税					0円
合 計					0円

※上記金額には, 校了した原稿の電子データ代金等を含む。